

# 気象庁防災業務計画

平成29年3月

# 目 次

第1編 総 則	1
第1章 防災業務計画の目的	1
第2章 防災業務計画の構成	1
第3章 防災業務計画の実施方針	2
第2編 気象庁における防災業務体制	3
第1章 災害に備えての措置	3
第1節 災害に備えての気象業務体制の整備	3
第2節 防災関係省庁等との連携体制の整備	5
第3節 地方公共団体等との連携体制の整備	5
第4節 報道機関との連携体制の整備	7
第5節 防災訓練及び研修の実施	7
第6節 防災に関する調査・研究及び情報の内容・提供手法等の改善	8
第7節 防災知識の普及啓発の実施	8
第2章 災害発生時等における措置	9
第1節 活動体制の確立と業務の実施	9
第2節 災害発生時等における業務の優先順位	11
第3節 防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、報道機関との連携	12
第4節 災害発生後の調査報告	12
第3編 地震・津波災害対策編	13
第1章 災害に備えての措置	13
第1節 地震・津波災害に関する気象業務体制の整備	13
第2節 地震・津波災害に関する調査・研究及び情報内容の改善	14
第2章 災害発生時等における措置	15
第1節 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表と伝達	15
第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援	16
第3章 東海地震対策（地震防災強化計画）	16
第1節 地震防災応急対策に係る措置	16
第2節 大規模な地震に係る防災訓練	17
第3節 地震防災上必要な研修及び広報	18
第4章 南海トラフ地震対策（南海トラフ地震防災対策推進計画）及び日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）	18
第1節 地震・津波対策に係る措置	19
第2節 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練	19

第3節 地震防災上必要な研修及び広報	19
第4編 風水害対策編	21
第1章 災害に備えての措置	21
第1節 風水害に関する気象業務体制の整備	21
第2節 風水害に関する調査・研究及び情報内容の改善	22
第2章 災害発生時等における措置	23
第1節 気象等に関する警報等の発表と伝達	23
第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援	24
第5編 火山噴火災害対策編	26
第1章 災害に備えての措置	26
第1節 火山噴火災害に関する気象業務体制の整備	26
第2節 火山噴火災害に関する調査・研究及び情報内容の改善	27
第2章 災害発生時等における措置	27
第1節 火山現象に関する警報等の発表と伝達	27
第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援	29
第6編 原子力災害対策編	30
第1章 災害に備えての措置	30
第2章 災害発生時等における措置	30
第7編 事故災害対策編	31
第1章 災害に備えての措置	31
第2章 災害発生時等における措置	31
第8編 地域防災計画作成の基準となるべき事項	32
第1章 災害に備えての措置	32
第2章 災害発生時等における措置	32

# 気象庁防災業務計画

	昭和54年10月
修正	昭和59年6月
	平成5年5月
	平成8年1月
	平成10年4月
	平成14年6月
	平成16年1月
	平成16年6月
	平成20年6月
	平成22年4月
	平成23年6月
	平成25年4月
	平成25年8月
	平成26年7月
	平成28年3月
	平成29年3月

## 第1編 総則

### 第1章 防災業務計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえて、気象庁の所掌事務について防災に関しとるべき措置、地域防災計画の作成の基準となるべき事項、重点を置くべき事項等を定め、もって災害の防止・軽減に役立てることを目的とする。

また、東日本大震災を教訓に、平成25年に災害対策基本法が改正され、気象庁の機関にも、市町村長から避難勧告等に関する事項について助言を求められた場合に、所掌事務の範囲内で応答することが義務づけられた。加えて、平成25年の気象業務法の改正により、同25年8月から、気象庁は、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表することとなった。本計画は、こうした改正を踏まえ気象庁が適時・的確に防災業務を実施するにあたり必要な事項等についても併せて定めるものである。

### 第2章 防災業務計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。

まず、第1編の総則に続き、第2編に気象庁における防災業務体制を記述する。また、災害

の種類によって防災対策が異なることを踏まえ、第3編から第7編までにおいて、第3編を地震・津波災害対策編、第4編を風水害対策編、第5編を火山噴火災害対策編、第6編を原子力災害対策編、第7編を事故災害対策編に分類し、災害に備えての措置及び災害発生時又は発生が予想される場合（以下「災害発生時等」という。）における措置を中心にそれぞれの段階における諸施策を具体的に記述する。更に、第8編には地域防災計画作成の基準となるべき事項について定める。

なお、第3編地震・津波災害対策編において、第3章に東海地震対策（地震防災強化計画）を、第4章には南海トラフ地震対策（南海トラフ防災対策推進計画）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）について定めている。

この計画は、災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は随時修正するものとする。

### 第3章 防災業務計画の実施方針

気象庁における防災業務の主要な任務は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災対応や国民の自主的防災行動に資するための情報（以下「防災気象情報」と総称する。）を適時・的確に防災関係省庁、都道府県等の防災機関に伝達するとともに、これらの機関を通じて市町村に提供し、並びに市町村や報道機関等を通じて住民に提供することにより、災害による被害の防止・軽減を図ることである。

#### 防災気象情報の種類

- ・気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- ・気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- ・台風、大雨、大雪及び竜巻等突風に関する情報
- ・緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報）
- ・大津波警報、津波警報及び津波注意報
- ・噴火警報（居住地域） 噴火警報（火口周辺）及び噴火警報（周辺海域）
- ・地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報

このため、気象庁は自ら防災気象情報の改善を図るとともに、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関及び報道機関との連携を一層強化して、防災気象情報が総合的かつ有機的に活用されるよう、この計画に定めた各事項について積極的に推進を図るものとする。

特に、気象業務法の改正に伴う特別警報の導入にあたっては、その発表基準を定める場合や変更する場合にはあらかじめ都道府県知事や市町村長の意見を聴くこととされており（第4編第1章第1節第3項）この手続きを通じて、発表する気象庁と具体的に地域の防災対応を行う地方公共団体との間で特別警報を含めた防災気象情報に関する認識を共有することが重要である。

## 第2編 気象庁における防災業務体制

### 第1章 災害に備えての措置

#### 第1節 災害に備えての気象業務体制の整備

気象庁は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関や報道機関を通じて住民に防災気象情報を適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

##### 1. 気象業務の実施体制の整備

###### (1) 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

気象庁は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

さらに、気象庁は、災害発生時等において防災気象情報の補完的な資料を防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

###### (2) 情報処理・通信システムの整備・充実

ア 気象庁は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努めるものとする。

イ 気象庁は、災害発生時における情報処理手段及び情報収集・伝達手段を確保するため、情報処理・通信システムの耐震性・耐障害性の強化等所要の措置を講ずるよう努めると共に、伝送路の多重化等の推進に努めるものとする。

ウ 気象庁は、都道府県の防災機関との非常通信体制を充実させるため、都道府県防災行政無線等他機関の通信手段との連係に努めるものとする。

###### (3) 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築

###### ア 防災気象情報の発表

気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災活動の迅速な立ち上がり及び避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）の発令等の災害応急対策の円滑な実施並びに国民の自主的防災行動の適切な実施に資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

###### イ 防災気象情報の伝達

(ア) 気象庁が伝達すべき機関は、気象業務法及び災害対策基本法等の関連法令により明記された防災関係機関等とする。

(イ) 気象庁から関係機関等への防災気象情報の伝達については、気象情報伝送処理システム（アデス）や防災情報提供システム等を用いるものとする。

(ウ) 気象庁は、防災気象情報の伝達先・伝達方法、受領責任者等についてあらかじめ地方公共団体の地域防災計画に定められるよう努めるとともに、これらについて把握するよう努めるものとする。特に、特別警報については、都道府県から市町村への通知や市町村から住民への周知の措置が義務付けられていることから、これらについて把握するよう努めるものとする。

## 2. 災害発生時等における対策の円滑な実施に関する事前の体制整備

### (1) 災害対策要領の整備

気象庁は、台風、大雨、大雪、竜巻等突風、地震・津波、火山噴火等の社会に極めて重大な影響をもたらす災害発生時等において、迅速かつ円滑な気象業務を実施するため、気象官署毎に災害対策要領を別に定めるものとする。

なお、災害対策要領には災害発生時等に必要なものとして以下に掲げる事項及びこれに必要な非常参集についてあらかじめ定めておくものとする。

#### ア 活動体制の構築・災害対策本部の構成に関すること

(ア) 災害対策本部の設置に至らない災害時の体制

(イ) 災害対策本部の設置基準及び構成

#### イ 非常参集体制に関すること

(ア) 参集基準

(イ) 要員の指名

(ウ) 連絡体制及び連絡手段

#### ウ 災害発生時等における業務実施に関すること

(ア) 気象官署内の指揮系統

(イ) 情報作成及び発表

(ウ) 通信対策

(エ) 防災関係機関への対応

(オ) 報道対応

(カ) 関係する気象官署との連絡体制

(キ) 非常参集要員が参集するまでの対応

(ク) 非常参集要員参集後の職務分担

(ケ) 物資の備蓄と支援体制

### (2) 気象官署が被災した場合等のための業務継続計画の整備

気象庁は、気象官署の被災等により、通常の業務実施が困難となるような場合に備え、発災後に実施すべき災害応急対策業務及び必要性の高い一般継続優先業務等について業務継続計画を定めておくものとする。その際には、業務の代行手順や各処理システム等の障害時における対応等についても定めておく。

### (3) 業務継続体制の実効性の確保

気象庁は、実効性ある業務継続体制の確保のため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じて体制を見直すとともに、災害対策要領及び業務継続計画の評価・検証等を行い、これを踏まえて必要な改訂等を行うものとする。

### (4) 災害対策要員の宿舍の確保

気象庁は、災害発生時等における業務を円滑かつ迅速に実施するため、非常参集職員の宿舍を可能な限り職場近傍に確保するよう努めるものとする。

### (5) 緊急通行車両の事前届出

気象庁は、災害応急対策を実施するために必要な下記の車両について、緊急通行車両の事前届出を行うものとする。

- ア 地震機動観測又は火山機動観測の実施のために必要な車両
- イ 台風、大雨、大雪、竜巻等突風、高潮・高波、地震・津波、火山現象等に関する観測・通信施設の設置・点検等のために必要な車両
- ウ 現地気象官署等への職員派遣等の際に使用される車両
- エ その他、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な情報収集のための観測、調査、施設の設置・点検等の実施に必要な車両

(6) 複合災害への備え

気象庁は、複合災害（同時又は連続して二以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

## 第2節 防災関係省庁等との連携体制の整備

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ確実な発表及び伝達、流言飛語等による混乱の防止、防災知識の普及啓発、防災気象情報の内容に対する理解の促進等を図るため、平常時から適宜情報交換を実施する等により防災関係省庁等との連携体制を整備するものとする。

### 1. 情報伝達・連絡体制の整備

#### (1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、気象庁の発表する情報が、伝達すべき防災関係省庁等に迅速かつ確実に伝達されるよう、情報伝達経路の多重化も含めた連絡体制の確立に努めるものとする。

#### (2) 情報連絡体制の構築

気象庁は、夜間、休日においても防災気象情報が防災関係省庁等に確実に伝達されるよう、あらかじめ当該機関と協議して連絡体制の確認をしておくものとする。

### 2. 防災関係省庁等との連携による防災体制の強化

#### (1) 総合的な防災対策の企画・立案に関する調整

気象庁は、国の総合的な防災対策の企画・立案にあたっては、保有する資料・データを提供するとともに、必要な意見を提出する等、積極的に関与するものとする。

#### (2) 情報の共有化等

気象庁は、災害発生時等においては防災関係省庁が発表する情報を収集することにより、また、平時においては自らの施策の説明、防災関係省庁との情報交換、共同調査の実施、防災施策連絡会議の開催等を推進することにより、情報の共有化に努めるものとする。

## 第3節 地方公共団体等との連携体制の整備

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ的確な発表及び伝達、流言飛語等による混乱の防止、防災知識の普及啓発、防災気象情報の内容に対する理解の促進等を図るため、平常時から都道府県等との連携体制を整備するものとする。市町村に対しても、都道府県と連携し、適宜情報交換を実施する等により連携体制を整備するものとする。

### 1. 情報伝達・連絡体制の整備

#### (1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、災害によって都道府県の防災機関の中核機能が重大な影響を受ける事態に備え、都道府県の防災機関との相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルー



トの多重化、情報収集・連絡体制の明確化等に努めるものとする。

(2) 情報連絡体制の構築

気象庁は、夜間、休日においても防災気象情報が確実に伝達されるよう、あらかじめ都道府県と連絡体制について確認しておくものとする。また、気象庁は、避難勧告等に関する事項についての市町村長からの助言の求めに対応するため、都道府県及び地方気象台等と連携し、連絡体制を確認しておくものとする。

2. 地方公共団体等との連携による防災体制の強化

(1) 定期的な打合せによる相互理解の促進

気象庁は、防災気象情報の伝達を円滑に行うため、都道府県等と定期的に打合せを行うなど相互理解の促進に努めるものとする。

(2) 防災気象情報に関する理解の促進

気象庁は、市町村防災担当者に対して、都道府県と連携して防災気象情報についての理解の促進に努めるものとする。

(3) 地方防災会議・協議会への協力

気象庁は、地方公共団体の地方防災会議及び協議会へ積極的に関与するとともに、適宜情報交換を行うなど、緊密な連携を図るものとする。また、気象庁は地方公共団体が地域防災計画を作成する際には、必要な協力をするものとする。

(4) 観測データの活用

気象庁は、地方公共団体等が設置している観測施設のデータについて、協議・調整等の上、防災気象情報等への活用を図るものとする。

(5) 観測施設設置等に対する協力

気象庁は、地方公共団体等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行うものとする。

(6) 避難勧告等の発令基準やハザードマップ等の作成に対する協力

気象庁は、地方公共団体等が風水害や津波・火山災害等に関するハザードマップ等、避難勧告等の発令判断の具体的な基準及び伝達に関するマニュアル等を作成し、又は見直しを行う際には、「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえて必要な協力を行うものとする。

(7) 都道府県とのオンライン情報交換の推進

気象庁は、防災気象情報の迅速かつ確実な伝達等を推進するため、地方気象台等と都道府県とのオンライン情報交換の推進に努めるものとする。

(8) 異常現象発見に関する通報に対する措置

気象庁は、市町村長等から災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合の対応について、あらかじめ定めておくものとする。特に、火山については、当該火山周辺の市町村等に対して異常現象の確認が行えるよう、あらかじめ協力を求めておくものとする。

(9) 被害情報等の収集

気象庁は、都道府県から速やかに被害情報等を入手できるようあらかじめ協議しておくものとする。

(10) 地方公共団体等との協力

気象庁は、その発表する情報と、地方公共団体等が行う立入り規制等との関係につい

て、あらかじめ関係する地方公共団体等に対し、その現象に関する情報解説を行うとともに、情報発表の方法等についても協議を行っておくものとする。また災害発生時等における流言飛語等による社会的混乱を防止するために、あらかじめ地方公共団体等に情報提供等の協力を求めておくものとする。

#### 第4節 報道機関との連携体制の整備

気象庁は、報道機関の協力を求めて、防災知識の普及啓発や防災気象情報の国民への周知を行うものとする。このために必要な防災気象情報の伝達体制等を維持・運用する体制を整備するものとする。

##### 1. 情報伝達・連絡体制の整備

###### (1) 情報伝達方法・経路の構築

気象庁は、自ら発表する防災気象情報を報道機関の協力により国民に周知するため、迅速かつ確実な伝達が行われるように伝達ルートの多重化等その方法及び経路の確立に努めるものとする。

###### (2) 情報連絡体制の構築

気象庁は、報道機関の中核が機能しなくなった場合を想定し、必要な代替措置などについてあらかじめ確認しておくものとする。

##### 2. 報道機関との連携による防災体制の強化

気象庁は、報道機関と協力し、防災知識の普及啓発や、防災気象情報を国民へ確実に伝えるために必要な業務の改善等に努めなければならない。特に、防災気象情報が、報道機関が有する各メディアにおいて迅速・確実に伝わるように、情報の内容・フォーマット、理解を促進する方策等について、報道機関との定期的な打ち合わせを行う等相互理解の促進と協力体制の構築に努めるものとする。

#### 第5節 防災訓練及び研修の実施

気象庁は、災害発生時等における、迅速かつ的確な防災対策の円滑な実施に資するため、防災訓練を実施するものとする。また、災害が発生した場合において職員が迅速かつ的確な防災対応を図ることができるよう、職員の研修の充実に努めるとともに、地方公共団体等の防災機関が行う研修等に対して積極的に協力するものとする。

##### 1. 防災訓練の実施

###### (1) 国及び地方公共団体等が行う防災訓練への参画

気象庁は、国が行う総合防災訓練に参画するほか、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関や報道機関が主催する防災訓練に積極的に参画し、災害発生時等におけるこれらの機関との連携を強化するものとする。

###### (2) 防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練の実施

気象庁は、防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練及び防災気象情報を受け取った際の対応行動の訓練を定期的実施し、その内容の充実に努めるものとする。また、訓練の実施に際しては、必要に応じて防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関や報道機関に対して、参加を要請するなど、関係機関と一体的な防災活動の推進に努めるものとする。

###### (3) 夜間・休日の訓練、模擬訓練等の実施

気象庁は、夜間・休日の訓練、模擬訓練、複合災害を想定した机上訓練等を積極的に実施するものとする。実施にあたっては、災害発生時等において各種業務を円滑に実施するための、業務の優先順位の判断、通信システム等に障害が発生した場合における代替措置発動の迅速かつ確実な実施等に配慮し、実践に即した訓練に努めるものとする。

#### (4) 訓練の事後評価

気象庁は、防災訓練の実施後には訓練結果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ業務の改善を図るとともに、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### 2. 研修の実施等

#### (1) 職員に対する研修

気象庁は、防災業務に必要な技術的事項、関係法令及び規程、報道対応等について研修を行うよう努めるとともに気象大学校の各種研修課程に必要な科目の整備・充実に努めるものとする。また、気象庁本庁は、必要に応じて研修資料を作成の上、各気象官署と共有するよう努めるものとする。

#### (2) 防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が開催する研修に対する協力

気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が開催する研修等に対して、積極的に講師派遣や資料提供等を実施し、防災知識の普及啓発、防災気象情報の理解の促進に努めるものとする。

## 第6節 防災に関する調査・研究及び情報の内容・提供手法等の改善

### 1. 防災に関する調査・研究の推進

気象庁は、災害軽減・防止等に係る対策を効果的に実施するため、観測・予測精度の向上、情報の的確な伝達・提供等に資する調査・研究を推進するものとする。

### 2. 情報の内容・提供手法等の改善

(1) 気象庁は、防災気象情報について、受領者理解しやすく、避難等の緊急対応に効果的に利用されるものとなるよう、情報の発表内容、発表形式、提供手法等の改善に努めるものとする。

(2) 気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、報道機関等とあらかじめ協議の上、高齢者、障害者、外国人などの災害時要配慮者や一時滞在者等に十分配慮した防災気象情報の提供に努めるものとする。

## 第7節 防災知識の普及啓発の実施

気象庁は、国民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で国民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識(以下この節において「安全知識」という。)の普及啓発を図り、国民の防災活動を推進するものとする。

### 1. 防災気象情報の活用能力向上

気象庁は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

## 2．安全知識の普及啓発

気象庁は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、国民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動できるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

## 3．実施事項及び実施にあたって留意事項

- (1) 気象庁は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。
- (2) 気象庁は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。
- (3) 気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象庁の果たす役割の説明等を行うものとする。

## 4．災害教訓の伝承

気象庁は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第2章 災害発生時等における措置

### 第1節 活動体制の確立と業務の実施

#### 1．活動体制の確立と災害対策本部の設置

気象庁は、災害発生時等においても防災気象情報の適時・的確な発表・伝達体制を維持するとともに、以下の災害対策要領に定めるとおり、活動体制を確立し、必要な業務の代行、応援措置あるいは官署施設の復旧等に努めるものとする。

#### (1) 災害対策本部等においてとるべき措置

気象庁は、大規模な地震等が発生し被害が生じた場合、又は大規模な被害が生じたと判断される場合には、速やかに災害対策本部を設置し、関係する官署間で連携を図りつつ災害対策を講ずるものとする。なお、災害の規模、状況等を総合的に判断した上で適切と判断される場合には、災害対策本部に代えて災害対策連絡会議を設置することができる。

##### ア 設置基準

大規模な災害が発生した場合、又は大規模な被害が生じたと判断される場合

##### イ 災害対策本部等においてとるべき措置

- (ア) 情報収集に関すること
- (イ) 緊急に行うべき事項の調整
- (ウ) 関係機関及び気象官署間の連絡・調整に関すること

#### (2) 気象官署が被災した場合においてとるべき措置

- ア 職員の安否の確認
- イ 職員の家族との連絡体制・救援態勢の確立
- ウ 業務遂行の範囲と代行措置の判断
- エ 帰宅計画（職員の休養及び交代要員の確保のための計画）の策定
- オ 被害状況の把握
- カ 施設等の破損箇所の防護と修復、二次災害防止対策

- キ 防災関係機関、特に地方公共団体との連絡体制の確保
- ク 被災地域周辺の気象官署への応援等の指示・要請
- ケ その他、第2編第1章第1節第2項に定める事項の実施

(3) 観測、通信等の施設に障害が発生した場合にとるべき措置

気象庁は、観測、通信等の施設に障害が発生した場合、的確に状況を把握し、迅速な復旧に努めるとともに、代替措置の発動を迅速、的確、かつ円滑に実施するものとする。

(4) 措置状況等の情報共有

気象庁は、上記の措置を的確に実施するため、対応状況等について速やかに官署間の情報共有を図るものとする。

2. 総理大臣官邸への参集

大規模地震等による緊急事態が発生した際には、気象庁次長は閣議で決定された緊急参集チームの一員として総理大臣官邸に参集し、関係情報の収集・伝達の任務にあたるものとする。

3. 緊急災害対策本部等への本部員等の派遣

気象庁は、政府が非常災害対策本部又は緊急災害対策本部等を設置した場合には、あらかじめ定められた本部員及び事務局員等を直ちに当該本部に派遣するとともに、自然現象に関する状況等の説明を行うものとする。非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合及び政府調査団が派遣された場合においても同様とする。

4. 関係省庁災害警戒会議及び関係省庁災害対策会議への職員の派遣

気象庁は、災害発生のおそれがある場合等において、災害対策に関する関係行政機関相互の情報共有や災害対策に関する各般の施策の推進を図るため、関係省庁災害警戒会議や関係省庁災害対策会議が開催される場合には、速やかに関係職員を派遣し、自然現象に関する状況等について説明を行うものとする。

5. 広域な災害への応援体制

気象庁は、広域な災害が発生した場合には、被災地周辺の気象官署に人的・物的応援が図れるよう必要な措置をとるものとする。本庁は、各管区气象台等の間で支援が必要となった場合には、必要な調整をするものとする。また、各管区气象台等は、必要に応じて被災地域周辺の気象官署に対する当面の応援について隣接する気象官署に指示するものとする。

6. 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等による災害への対応のための要員の派遣

気象庁は、竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波、火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう現象の実態解明のための現地調査、及び、気象や地震活動等に関する情報提供、解説活動などの地方公共団体等への支援を行うため、気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣を実施するものとする。

上記により派遣された者については、大規模災害が発生した場合等に、必要に応じ、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）と称するものとする。

7. 緊急通行車両としての登録

気象庁は、災害応急対策を実施するために必要な車両に関して、本編第1章第1節第2項に基づき事前届出を行った車両については速やかに標章等の交付を受けるとともに、こ

れら以外に必要な車両について、速やかに都道府県知事又は公安委員会に対して緊急通行車両の申し出を行うものとする。

#### 8. 顕著な災害をもたらした自然現象に対する命名

気象庁は、大雨、大雪、地震・津波、火山噴火等による顕著な災害があった場合は、速やかにその災害をもたらした現象に対して命名を行うものとする。

### 第2節 災害発生時等における業務の優先順位

気象庁は、災害発生時等においては、第1編第3章の実施方針に基づき、緊急を要する防災気象情報の発表・伝達業務を優先することとし、原則として以下の丸数字の順位で業務を実施するものとする。この業務の対応のための手順については、災害対策要領に定めておくものとする。

なお、以下の業務の優先順位は所掌している業務の範囲において適宜順位を組み替えて設定するものとする。また、関連機器への障害対応についても下記の業務の順位と整合の上実施するものとする。

#### 1. 一般気象業務の優先順位

##### (1) 地震・火山関係業務

大津波警報、津波警報、津波注意報の発表・伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(以下「東海地震に関連する情報」)の発表・伝達

噴火警報(居住地域)の発表・伝達

緊急地震速報(警報)の発表・伝達

震度5弱以上の震度が観測された場合(推定を含む)における地震情報の発表・伝達

その他の地震・津波・火山情報の発表・伝達

##### (2) 予報業務

気象、高潮、波浪特別警報の発表・伝達

気象、高潮、波浪、洪水警報、指定河川洪水警報、土砂災害警戒情報の発表・伝達

台風に関する気象情報(台風解析・予報情報、全般台風情報)の発表・伝達

記録的短時間大雨情報の発表・伝達

海上警報の発表・伝達

気象、高潮、波浪、洪水注意報、指定河川洪水注意報の発表・伝達

竜巻注意情報の発表・伝達

火災気象通報の発表・伝達

府県天気予報の発表

海上予報の発表

府県週間天気予報の発表

地域時系列予報、地方天気分布予報の発表

その他の気象情報の発表

##### (3) 気象観測業務

レーダー気象観測・通報

地上(自動)及び地域気象観測・通報

気象衛星による観測・通報

- 高層気象観測・通報
- ウィンドプロファイラ観測・通報
- その他の気象観測・通報
- (4) 地球環境・海洋関係業務
  - 波浪・潮位観測の通報
  - 波浪・高潮予測情報の作成
  - 大規模油流出事故発生時における長期漂流予測計算の実施
  - その他の地球環境・海洋情報の発表
- 2. 航空気象業務の優先順位
  - (1) 航空気象予報
    - 飛行場警報、シグメット情報の発表・伝達
    - 運航用飛行場予報の発表
    - 飛行場気象情報、運航用飛行場予報(時系列形式)の発表
    - その他の航空気象情報の発表
  - (2) 航空気象観測
    - 航空地上気象観測・通報
    - その他の航空気象観測・通報

### 第3節 防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、報道機関との連携

気象庁は、災害発生時等において、本編第1章第2節、第3節及び第4節で整備された体制に基づいて、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関及び報道機関と連携して、防災気象情報の迅速かつ確実な伝達等を図り、一体的な防災活動の推進に努めるものとする。

### 第4節 災害発生後の調査報告

台風、大雨、大雪、竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波、火山噴火等による災害が発生した場合、関係気象官署は、その状況に関する情報を収集し、気象庁本庁に報告するとともに、必要に応じて本編第2章第1節第6項に基づいて現地調査を実施し、発生した事象に関する調査結果を取りまとめ、公表することとする。

特に、顕著な災害が発生した場合には、「災害時自然現象報告書作成指針」に定めるところにより、その災害の原因となった自然現象について調査し、その成果を速やかに発表し、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関の防災業務等に役立てるものとする。

### 第3編 地震・津波災害対策編

気象庁は、地震・津波災害の特徴を踏まえて、緊急地震速報（警報）緊急地震速報（予報）大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）津波予報及び地震・津波情報を適時・的確に発表するものとする。

#### 第1章 災害に備えての措置

##### 第1節 地震・津波災害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の状況の的確に把握するとともに、緊急地震速報（警報）緊急地震速報（予報）津波警報等及び津波予報の精度向上に努め、地震・津波情報の内容の改善を図るものとする。また、気象庁は、緊急地震速報（警報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を地方公共団体等の防災機関、報道機関を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

##### 1. 地震津波対策業務の実施への取り組み

###### (1) 緊急地震速報（警報）緊急地震速報（予報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報（警報）緊急地震速報（予報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を発表するものとする。

###### (2) 緊急地震速報（警報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報（警報）の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートその他、地方公共団体等を通じた迅速、確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかけるものとする。

気象庁は、緊急地震速報（警報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の伝達についてあらかじめ地方公共団体の地域防災計画に定められるよう努めるものとする。また、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等を用いた警報等の伝達手段の多重化・多様化を図られるよう努めるものとする。

##### 2. 地震・津波に関する観測施設の整備及び観測体制の充実

気象庁は、日本及びその周辺域の地震活動を監視するため、地震計、計測震度計及び津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測及び津波観測を実施するものとする。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

##### 3. 地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器及び機器の整備・充実に努めるものとする。

##### 4. 津波予報区等の設定

気象庁は、地震及び津波との対応を考慮しつつ、緊急地震速報（警報）緊急地震速報（予報）津波警報等、津波予報及び地震・津波情報が、地方公共団体等の防災機関が行う円滑な防災対策及び国民の自主的防災行動に役立てられるよう、緊急地震速報（警報）



緊急地震速報（予報）や震度速報で用いる区域及び津波予報区を設定するものとする。

#### 5．地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

#### 6．平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を地方公共団体等の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

### 第2節 地震・津波災害に関する調査・研究及び情報内容の改善

#### 1．緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報） 津波警報等、津波予報の充実

気象庁は、地震・津波による被害を最小限にとどめるため、危機管理に即応した、利用しやすくわかりやすい緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報） 津波警報等、津波予報を発表するため、以下の具体的方策の実施に努めるものとする。

- (1) 気象庁は、緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報）の精度の向上及び発表の迅速化を図り、利活用の促進に努めるものとする。
- (2) 気象庁は、住民が緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報）を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報）について普及啓発に努めるものとする。
- (3) 気象庁は、津波警報等、津波予報について、各種調査・研究成果の津波予測手法への応用及びその導入を進め、より精度の高い津波予測への改善に努めるものとする。また、緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報）の技術の活用等により、津波警報等の一層の迅速化に努めるものとする。
- (4) 気象庁は、津波警報等について、受け手である地方公共団体や住民等が必要な防災活動・避難行動をとることができるような津波警報等を発表するため、内容及び発表方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから、特に、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に伴う津波警報等においては、津波の規模を過小推計する可能性があるため、その海域における最大級の津波を想定した発表方法を講じるものとする。
- (5) 気象庁は、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、大津波警報・津波警報が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。
- (6) 気象庁は、高層ビルにおける長周期地震動対策等のため、長周期地震動に関する情報の提供を図るものとする。

#### 2．緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報） 津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の利活用に関する調査等の推進

気象庁は、緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（予報） 津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の利活用の推進を図るとともに、その改善に資するよう、地方公共団体等の防災機関や住民の地震・津波災害に対する意識や、緊急地震速報（警報） 緊急地震速報

(予報)や津波警報等の利活用状況について、資料の収集及び整理並びに聞き取り調査等を実施するように努めるものとする。

### 3. 災害発生時等における現地調査の実施

気象庁は、地震・津波による災害が発生した場合等において、現地調査を実施する必要があると認められるときは、速やかに現地調査を行うものとする。

### 4. 地震・津波災害に関する調査・研究の促進

気象庁は、防災関係省庁との緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。

### 5. 防災機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、地震・津波に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるよう、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関への情報提供等に努めるものとする。

### 6. 地震調査研究推進本部等との連携

気象庁は、我が国における地震に関する調査・研究を推進するため、地震調査研究推進本部等へ積極的に参画するとともに、密接な連携を図るものとする。

## 第2章 災害発生時等における措置

### 第1節 緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表と伝達

#### 1. 緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震が発生した場合には、必要に応じ、次の情報を迅速かつ的確に発表するものとする。この場合、津波警報等の発表・伝達は、人命に大きくかかわるため他の業務に優先するものとする。また、緊急地震速報(警報)のための業務は、津波警報等、東海地震に関連する情報及び噴火警報(居住地域)の発表・伝達を除く他の業務に優先するものとする。

##### (1) 緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)

##### (2) 津波警報等、津波予報

##### (3) 地震・津波情報

#### 2. 緊急地震速報(警報)の伝達

気象庁は、発表した緊急地震速報(警報)を日本放送協会に伝達するとともに、官邸(内閣官房)、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関への提供に努めるものとする。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等を用いて広く住民への提供に努めるものとする。また、(一財)気象業務支援センター(以下「センター」という。)を通じて、緊急地震速報(警報)が利用者に周知されるよう、センターへの緊急地震速報(警報)の確実な提供に努めるものとする。

#### 3. 津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、発表した津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を直ちに気象情報伝送処理システム(アデス)や防災情報提供システム等を用いて消防庁、警察庁又は都道府県警察、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会及び都道府県等の防災機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めて住民に周知させるよ

う努めるものとする。また、国の迅速かつ的確な災害応急対策に役立てるため、直ちに官邸（内閣官房）及び防災関係省庁へ伝達するものとする。

#### 4．地方公共団体等への防災気象情報の解説

気象庁は、都道府県、市町村又はこれらが設置した災害対策本部において、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する解説等を実施するように努めるものとする。また、気象庁は、市町村長から避難勧告等に関する事項について求めがあった場合には、所掌事務及び技術的に可能な範囲内において助言するものとする。

#### 5．記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、津波警報等の発表時、顕著な地震の発生時等において、速やかに報道機関に対して地震・津波等の現象に関する状況説明及び津波警報等に関する解説を行い、住民に対する津波警報等の正確な理解、人心の安定及び混乱の防止を図るものとする。

### 第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援

#### 1．二次災害の防止

気象庁は、二次災害の防止のため、地方公共団体等の防災機関、報道機関及び住民に対して、地震活動に関する情報その他の防災気象情報を適時・適切に提供するものとする。二次災害発生のおそれがある場合には、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準についても、都道府県等の関係機関と調整の上、暫定的に設定するなどの必要な措置を図るものとする。

#### 2．復旧・復興に向けた支援

気象庁は、被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、観測データその他の気象、地象等に関する総合的な情報を適時・適切に提供するものとする。

### 第3章 東海地震対策（地震防災強化計画）

地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る地震防災についての気象庁の役割は、気象庁長官から内閣総理大臣への地震予知情報の報告を含む地震予知情報等の伝達等を行うこと、並びに、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関及び報道機関並びに住民に対しての地震、津波その他の現象に関する情報の迅速かつ確実に提供することである。本計画は、本編第1章、第2章によるもののほか、気象庁の役割を果たすために必要な事項について、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画（平成15年7月）」及び「東海地震応急対策活動要領（平成15年12月）」に沿って定めるものである。

#### 第1節 地震防災応急対策に係る措置

東海地震は、極めて甚大な被害が広域にわたり発生することや、東海地震に関連する情報については、その適時・的確な運用が求められること等の特徴があることを踏まえた上で、気象庁は、本編第1章、第2章によるもののほか、以下の地震防災応急対策に係る具体的方策の実施に努めるものとする。

##### 1．地震予知情報等の伝達等

###### （1）東海地域における地殻活動の監視

気象庁は、東海地域における地殻活動を常時監視し、異常の発見に努めるとともに、的確な措置がとれる体制を整備・維持するものとする。また、観測機器についても、そ

の保守に努めるものとする。

(2) 東海地震に関連する情報の発表

気象庁は、東海地震に関連する情報を適時・的確に発表する体制を整備・維持するものとする。

(3) 東海地震に関連する情報の伝達

気象庁は、東海地震に関連する情報について、伝達すべき機関に迅速かつ確実に伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。

2. 地震防災応急対策の実施要員の確保及び活動体制の構築等

(1) 地震防災応急対策の実施要員の確保

気象庁は、地震防災応急対策を実施するための気象庁職員の参集計画等をあらかじめ定めるものとする。この場合において、交通機関の利用ができない事情等が発生する可能性を勘案し、居住地を中心とする動員についても検討するものとする。

(2) 職員及び施設設備の保安

気象庁は、地震防災応急対策業務の遂行に係る職員の安全確保に必要な措置をとるよう努めるとともに、気象官署の施設設備の災害に対する安全性の改善に努めるものとする。

(3) 地震災害警戒本部の設置

気象庁は、大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定による警戒宣言（以下本章において「警戒宣言」という。）が発せられた場合には、気象庁地震災害警戒本部を設置するものとする。

3. 警戒宣言時等の広報

(1) 広報の実施

気象庁は、東海地震に関連する情報が住民等の行動に密接に関係するものであることを踏まえ、当該情報の内容等について、容易な理解を得るためのわかりやすい解説を行うよう努めるとともに、報道機関等の協力を得て、広報を強化することとする。また、広報の迅速かつ確実な実施を可能とする措置についても執るよう努めるものとする。

(2) 問い合わせ窓口の整備

気象庁は、住民等からの問い合わせに対応するための窓口等を整備するものとする。

4. 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 実施状況等に関する情報の収集・伝達

気象庁は、地震防災応急対策の実施状況その他の東海地震に関連する情報を発表した後の諸般の状況を具体的に把握するため、地方气象台等からの各種の情報の収集体制を整備し、定めておくものとする。この場合において、これらの情報については、迅速かつ確実に地震災害警戒本部等に集中するように措置するものとする。

(2) 情報の収集・伝達の方法等

気象庁は、地震災害警戒本部等からの指示事項等の伝達が迅速かつ確実に行われるように、その経路及び方法について定めるものとする。また、地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれの報告等の送受を行う部局、具体的に報告等の対象となる事項等について定めておくものとする。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練

気象庁は、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等について定めておくものとする。この訓練は、警戒宣言が発せられる前の準備体制、警戒宣言が発せられたことに伴う地震防災応急対策、及び、発災後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。なお、訓練の実施にあたっては、他の訓練主体等と共同して訓練を行うように配慮するとともに、予想される地震の影響等が広域にわたることを考慮し、防災関係省庁、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。さらに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

### 第3節 地震防災上必要な研修及び広報

#### 1. 研修

気象庁は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の研修を実施するものとし、その実施内容、方法等を定めるものとする。この研修には、少なくとも次の事項をその内容に含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報の内容
- (4) 予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

#### 2. 広報

気象庁は、住民等に対して、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災知識の普及啓発に努めるものとする。この広報には、少なくとも次の事項をその内容に含むものとする。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報の内容
- (4) 予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 正確な情報を確認するための情報の入手方法

### 第4章 南海トラフ地震対策（南海トラフ地震防災対策推進計画）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）

南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る地震防災についての気象庁の役割は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、報道機関及び住民に対して、地震、津波その他の現象に関する情報を迅速かつ確実に提供することである。本計画は、本編第1章、第2章によるもののほか、気象庁の役割を果たすために必要な事項について「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成2

6年3月)」及び「東南海・南海地震応急対策活動要領(平成19年3月)」、並びに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成18年3月)」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領(平成19年6月)」に沿って定めるものである。

### 第1節 地震・津波対策に係る措置

南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、広域で甚大な被害が想定されること、特に津波により大きな被害の発生が想定されること等の特徴があることを踏まえ、気象庁は、本編第1章、第2章によるもののほか、以下の地震・津波対策に関する具体的方策の実施に努めるものとする。

#### 1. 津波に関する情報の伝達等

##### (1) 推進地域における地殻活動の観測

気象庁は、推進地域における地殻活動の観測を強化するとともに、的確な措置がとれる体制を整備・維持するものとする。また、観測機器についても、その保守に努めるものとする。

##### (2) 津波警報等の発表及び伝達

気象庁は、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合にも迅速かつ確実に津波警報等を発表・伝達する体制を整備・維持するものとする。

##### (3) 津波地震対策の強化

気象庁は、地震の揺れの程度と比較して大きな津波を発生させるいわゆる「津波地震」について、津波警報等の精度向上及びその発生メカニズムに関する調査研究の推進を図るとともに、「津波地震」に関する意識の啓発に努めるものとする。

#### 2. 避難対策等

気象庁は、地方公共団体等がハザードマップの作成とその周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策を実施する場合には、これに対する技術的支援等を積極的に行うものとする。また、津波に対する心得についての広報等、国民の意識の啓発に努めるものとする。

### 第2節 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練

気象庁は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等について定めておくものとする。なお、訓練の実施にあたっては、他の訓練主体等と共同して訓練を行うように配慮するとともに、予想される地震の影響等が広域にわたることを考慮し、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関との連携を図ることに努めるものとする。さらに、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

### 第3節 地震防災上必要な研修及び広報

#### 1. 研修

気象庁は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の研修を実施するものとし、その実施内容、方法等について定めておくものとする。この研修は、少なくとも次の事項をその内容に含むものとする。

##### (1) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生機構に関する知識

- ( 2 ) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ( 3 ) 地震及び津波に関する一般的な知識
- ( 4 ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ( 5 ) 職員等が果たすべき役割
- ( 6 ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ( 7 ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2．広報

気象庁は、住民等に対して、過去に発生した南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の状況や、今後発生する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により予想される被害、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災知識の普及啓発に努めるものとする。この広報は、少なくとも次の事項を内容に含むものとする。

- ( 1 ) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ( 2 ) 地震及び津波に関する一般的な知識
- ( 3 ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ( 4 ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ( 5 ) 正確な情報を確認するための情報の入手方法

## 第4編 風水害対策編

気象庁は、風水害の特徴を踏まえて、気象、高潮、波浪の特別警報、気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び気象等に関する情報（以下「気象等に関する警報等」という。）を適時・的確に発表するものとする。

なお、本編においては、風水害には雪害を含めるものとする。

### 第1章 災害に備えての措置

#### 第1節 風水害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、台風、大雨、大雪、竜巻等突風など、風水害に結びつく自然現象の状況を的確に把握し、気象等に関する警報等の精度向上を図るとともに、これらの情報を地方公共団体等の防災機関及び報道機関を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。また、気象庁は、風水害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

##### 1. 風水害対策業務の実施への取り組み

(1) 気象庁は、台風、大雨、大雪、竜巻等突風など、災害をもたらす気象現象の予測業務実施のために、これらの業務処理に必要な計算機資源などの確保等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 気象庁は、予報業務の実施のため、データの収集・配信に必要な通信等の情報処理能力の確保に努めるものとする。

##### (3) 気象等に関する警報等の発表

気象庁は、気象等に関する警報等については、気象業務法の規定によるほか、以下の基本的な考え方により運用を図るものとする。

ア 大雨、暴風など特別警報又は警報の対象とする現象について特別警報又は警報を行う可能性がごく近い将来に予想される場合には、注意報や気象情報にその旨を記述するものとする。

イ 気象情報は、気象等の特別警報・警報・注意報の発表前に、防災関係機関等が防災対策を講ずる上で時間的余裕を持って発表するという予告的機能、及び、気象等の特別警報・警報・注意報を発表した後に実況などを含めた防災上必要な事項を補うものである補完的機能を有するものとする。

##### (4) 気象等に関する警報等の伝達

気象庁は、気象等に関する警報等の伝達についてあらかじめ地方公共団体の地域防災計画に定められるよう努めるものとする。また、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた警報等の伝達手段の多重化・多様化を図られるよう努めるものとする。

##### 2. 台風、大雨、大雪、竜巻等突風、高潮・高波等に関する観測施設の整備及び観測体制の充実

気象庁は、自然現象を的確に把握するため、地上から大気上層までの気温・気圧・風・降水・降雪等の大気現象及び高潮・高波等の海洋現象を観測するための施設を適切に整備・配置し、観測を実施するものとする。また、大雨などの風水害が発生した時における広範な実況値による気象現象の監視に資するため、気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関の観測データを入手するなどの観測体制の充実に努めるものとする。



### 3. 予報区及び基準の設定

気象庁は、気象等に関する警報等が、地方公共団体等の防災機関が行う避難勧告等の発令等の円滑な災害応急対策、及び、国民の自主的な防災行動に役立てられるよう、以下の事項に留意して気象等に関する警報等の高度化及び情報内容の改善に努めるものとする。気象等の特別警報・警報・注意報については、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、市町村毎に発表するものとする。

- (1) 気象庁は、気象業務法第13条の2第2項の規定に基づき、気象等の特別警報について、その発表基準を定めようとする場合及び変更しようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴取するものとする。
- (2) 気象庁は、気象等に関する警報等を発表するための予報区の地域細分及び警報・注意報の発表基準を設定するにあたっては、該当する気象現象等に対する予測可能性を担保した上で、対象となる地方公共団体等の防災機関の出動体制、防災体制の整備状況、避難勧告等の発令等の災害応急対策などを考慮し、当該地方公共団体等との調整を図るものとする。このための具体的かつ標準的な作業手順については、気象庁本庁において策定するものとする。
- (3) 気象庁は、現象の発生の要因や災害の規模が地域によって異なることを考慮に入れた上で、当該予報区における地域細分及び気象要素ごとの警報・注意報の発表基準の設定を行うものとする。これらの設定にあたっては、当該地域の気象現象等と災害との関係の調査のため、地方公共団体等の防災機関から災害資料などの入手に努めるものとする。
- (4) 気象庁は、地方公共団体等の防災機関の動向、防災体制の変更等についても十分に情報入手に努め、適宜当該予報区における地域細分及び気象要素ごとの警報・注意報の発表基準の見直しを図るとともに、その結果について地方公共団体の防災会議に周知するものとする。

### 4. 気象関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において気象等に関する警報等の補完的な資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

## 第2節 風水害に関する調査・研究及び情報内容の改善

### 1. 気象等に関する警報等の充実（予報の精度向上、利用の高度化等）

- (1) 気象庁は、数値予報、短時間予報等に関する技術開発を推進するものとする。
- (2) 予報の精度向上のためには、発表した気象等に関する警報等の精度の評価が必要であることから、気象庁本庁は定量的な評価を行うとともに、府県予報区担当官署が事例調査を行う場合の基本的手順を定めるものとする。また、これに基づき府県予報区担当官署では事例調査を推進するものとする。
- (3) 気象庁は、解析雨量、降水短時間予報等の時間的・地域的に細分化した大雨予測技術について、その精度向上を行うものとする。また、量的予報の気象等に関する警報等への利用に向けた技術開発を推進するものとする。
- (4) 気象庁は、台風等に伴う高潮や波浪の量的な予測精度の向上のための技術開発を推進するものとする。
- (5) 気象庁は、台風による風水害の防止・軽減に資することを目的として、台風の進路・

強度に対する予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。

- (6) 気象庁は、国土交通省及び都道府県と協力し、大雨等により発生する土砂災害の予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。
- (7) 気象庁は、降雪量や積雪量などの予測精度の向上のための技術開発を推進するものとする。
- (8) 気象庁は、竜巻等突風の予報の精度向上のための技術開発を推進するものとする。
- (9) 気象庁は、気象等に関する警報等の伝達にあたっては、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、過去の類似の風水害や、記録的な大雨が発生している旨を示すなど、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。
- (10) 気象庁は、消防庁又は地方公共団体等の防災機関と連携を図り、避難勧告等の発令等の円滑な災害応急対策等に資するよう、気象等に関する警報や警報を補足する情報等の利用の高度化及び「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた利活用の推進に努めるものとする。

## 2. 災害発生時等における現地調査の実施

気象庁は、竜巻等突風や高潮・高波・副振動による災害が発生した場合等において、現地調査を実施する必要があると認められるときは、速やかに現地調査を行うものとする。

## 3. 風水害に関する調査・研究の促進

気象庁は、台風や大雨、大雪などによる被害の防止・軽減に役立てるための研究、特に気象現象等の地域特性に関する調査・研究を推進するものとする。

## 4. 風水害や気象等に関する警報等の利活用に関する調査等の推進

気象庁は、気象等に関する警報等の利活用の推進を図るとともに、当該警報等の改善に資するよう、地方公共団体等の防災機関や住民の風水害に対する意識や当該警報等の利活用状況について、資料の収集及び整理並びに聞き取り調査等を実施するように努めるものとする。

## 5. 防災関係機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、台風や大雨、大雪に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるように、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関への情報提供等に努めるものとする。

## 第2章 災害発生時等における措置

### 第1節 気象等に関する警報等の発表と伝達

#### 1. 気象等に関する警報等の発表

##### (1) 特別警報・警報・注意報

気象庁は、大雨や大雪、強風等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報、重大な災害の起こるおそれがある場合に警報、災害の起こるおそれがある場合に注意報、を適時・的確に発表するものとする。

##### (2) 台風や大雨、大雪、竜巻等突風等に関する気象情報

気象庁は、特別警報・警報・注意報の予告的及び補完的な情報として、台風や大雨、大雪、竜巻等突風等が予想される場合に、気象状況の推移や予想及び防災上必要な事項をその内容に含めた気象情報を適時・的確に発表するものとする。

##### (3) 雨量予報情報

気象庁は、迅速な水防活動等の災害応急対策の実施等を支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の提供するものとする。

(4) 竜巻等突風に関する予測情報

気象庁は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する予測情報の提供するものとする。

2. 国土交通省との共同による洪水予報の発表

気象庁は、二以上の都府県の区域にわたる河川、又は流域面積が大きく洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川のうち、国土交通大臣が指定したものについて、国土交通省と共同して河川の水位又は流量をその内容に含める洪水予報・警報を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を発表するものとする。また、気象庁は国土交通省と協議の上、洪水予報の高度化を図ることを目的として、洪水予報作業に必要なデータ交換のオンライン化等に努めるものとする。

3. 都道府県との共同による洪水予報の発表

気象庁は、国土交通大臣が洪水予報河川として指定したもの以外で、かつ流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川のうち、都道府県知事が指定したものについて、都道府県と共同して河川の水位又は流量をその内容に含める洪水予報・警報を発表するものとする。また、気象庁は都道府県と協議の上、洪水予報の高度化を図ることを目的として、洪水予報作業に必要なデータ交換のオンライン化等に努めるものとする。

4. 都道府県との共同による土砂災害警戒情報の発表

気象庁は、大雨特別警報又は大雨警報が発表されている状況において、大雨による土砂災害の危険度がさらに高まったときに、都道府県と共同して土砂災害警戒情報を発表するものとする。

5. 気象等に関する警報等の伝達

気象庁は、発表した気象等に関する警報等を、速やかに気象情報伝送処理システム（アデス）や防災情報提供システム等を用いて地方公共団体、消防庁、国土交通省、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会等報道機関に伝達するとともに、これらの機関の協力を得て適切に住民に提供するものとする。

6. 地方公共団体等への防災気象情報の解説

気象庁は、都道府県、市町村又はこれらが設置した災害対策本部における気象の状況に関する解説等を実施するように努めるものとする。また、気象庁は、市町村長から避難勧告等に関する事項について求めがあった場合には、所掌事務及び技術的に可能な範囲内において助言するものとする。さらに、極めて甚大な災害の発生が予見される等の場合は、地元気象台から首長等の責任者に能動的に警戒を呼びかけることにより、市町村等の防災対策を即時的に支援するものとする。

7. 記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、必要に応じて記者発表を通じて報道機関に対し気象の状況に関する説明、及び、防災気象情報に関する解説を行い、住民等への正確な伝達、人心の安定、混乱の防止を図るものとする。

第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援

1. 二次災害の防止

気象庁は、二次災害の防止のため、地方公共団体等の防災機関、報道機関及び住民に対して防災気象情報を適時・適切に提供するものとする。二次災害発生のおそれがある場合には、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準を都道府県等の関係機関と調整した上で暫定的に設定するなど必要な措置を図るものとする。

## 2．復旧・復興に向けた支援

気象庁は、被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、当該地域における災害特性等に関する助言を行うとともに、観測データその他の気象、地象等に関する総合的な資料を適時・適切に提供するものとする。

## 第5編 火山噴火災害対策編

気象庁は、火山噴火災害の特徴を踏まえて、噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）、噴火警報（周辺海域）、噴火予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（以下「火山現象に関する警報等」という。）及び観測成果を適時・的確に発表するものとする。

### 第1章 災害に備えての措置

#### 第1節 火山噴火災害に関する気象業務体制の整備

気象庁は、火山噴火災害に結びつく自然現象の状況の把握を図るとともに、防災上必要な情報を地方公共団体等の防災機関、報道機関等を通じて住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

##### 1. 火山噴火災害対策業務の実施への取り組み

###### (1) 火山現象に関する警報等の発表

気象庁は、火山観測の成果をもとに、迅速かつ確実に火山現象に関する警報等を発表するものとする。

###### (2) 火山現象に関する警報等の伝達

気象庁は、火山現象に関する警報等の伝達先についてあらかじめ地方公共団体等の地域防災計画に定められるよう努めるものとする。また、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた警報等の伝達手段の多重化・多様化を図られるよう努めるものとする。

###### (3) 火山防災協議会での共同検討

気象庁は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を地方公共団体等と共同で推進するものとする。

##### 2. 火山に関する観測施設の整備及び観測体制の強化

気象庁は、活火山のうち、特に活動が活発で、かつ噴火した場合に社会的影響が大きい火山について詳細な火山活動を常時監視するため、地震計、傾斜計、空振計、遠望観測装置等を用いて、火山観測を行うものとする。また、気象庁は、火山噴火災害に結びつく自然現象の把握のために、地方公共団体、大学等関係機関と協力して観測体制の強化を図るものとする。

##### 3. 全国及び地域火山機動観測班の機器の整備・充実

(1) 気象庁は、あらかじめ火山機動観測を実施するために必要な測器その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

(2) 気象庁は、異常時において火山機動観測班による震動データなどの火山観測データを迅速に解析処理できるよう必要な体制の整備・充実に努めるものとする。

(3) 気象庁は、常時観測を実施している火山を除く火山については、計画的に調査観測を実施するものとする。

##### 4. 総合的火山観測・監視システムの構築

気象庁は、火山観測データを迅速に収集し、火山活動の評価を行い、その成果の速報を行う体制を構築するため、火山監視・情報センターへの火山観測データのテレメータ化を

推進し、多様なデータそれぞれの特性に応じ効果的にその解析と監視が可能なシステムの構築に努めるものとする。

#### 5．火山関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において火山情報を補完するための資料を防災関係機関へ迅速かつ確実に提供できるよう、あらかじめ過去の火山関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

### 第2節 火山噴火災害に関する調査・研究及び情報内容の改善

#### 1．火山現象に関する警報等の充実

気象庁は、火山活動の危険性を多様な観測データを用いて総合的に把握・評価するとともに、火山現象に関する警報等の精度向上及び情報内容の改善に努めるものとする。また、関係地方公共団体等と連携し、常時観測を行っている火山について、火山活動に応じて警戒が必要な範囲及びとるべき防災対応を5段階に区分し、キーワード（活火山であることに留意、火口周辺規制、入山規制、避難準備、避難）とともに噴火警報・予報に付して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善並びに発表基準の精査・公表を、火山防災協議会での避難開始時期・避難対象地域の共同検討を通じて進めるものとする。

#### 2．現地調査の実施

気象庁は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合において、現地調査を実施する必要があると認められるときは、速やかに現地調査を行うものとする。

#### 3．火山現象に関する警報等の利活用に関する調査等の推進

気象庁は、火山現象に関する警報等の利活用の推進を図るとともに、その改善に資するよう、地方公共団体等の防災機関及び住民の火山噴火災害に対する意識、並びに火山現象に関する警報等の利活用状況について、資料の収集及び整理並びに聞き取り調査等を実施するように努めものとする。

#### 4．火山噴火災害に関する調査・研究の促進

気象庁は、防災関係省庁、大学等関係機関との緊密な連携を図りつつ、火山観測データ及び研究成果の流通の促進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。

#### 5．防災関係機関への調査・研究成果の提供

気象庁は、火山に関する調査・研究の成果が防災対策に役立てられるよう、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、火山防災協議会への情報提供等に努めるものとする。

#### 6．火山噴火予知連絡会の機能強化

気象庁は、火山噴火予知に関する関係機関相互の連携強化及び火山噴火に際し防災活動に資するための火山活動に関する総合評価を的確に行うため、火山噴火予知連絡会の機能強化に努めるものとする。

#### 7．大学等関係機関との連携

気象庁は、火山観測・調査等を行っている大学等関係機関と密接な連携を図り、相互に情報交換に努めるものとする。

## 第2章 災害発生時等における措置

### 第1節 火山現象に関する警報等の発表と伝達

## 1．火山現象に関する警報等の発表

- (1) 気象庁は、火山噴火により重大な被害のおそれが見込まれる場合には直ちに、警戒が必要な範囲を明示して噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）又は噴火警報（周辺海域）を発表するものとする。また、噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）又は噴火警報（周辺海域）を解除する場合等には、噴火予報を発表するものとする。

この場合、人命に大きくかかわる噴火警報（居住地域）のための業務は、津波警報等及び東海地震に関連する情報発表・伝達を除く他の業務に優先して実施するものとする。

噴火警戒レベルを運用している火山については、これを噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）又は噴火予報に含めて発表するものとする。

- (2) 気象庁は、予想される噴火により、住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に降灰予報（定時）を発表するものとする。また、噴火発生により、住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合には、降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）を発表するものとする。
- (3) 気象庁は、火山ガスの放出が継続しており、住民等に火山ガスの影響が長期間予想される場合には、火山ガス予報を発表するものとする。
- (4) 気象庁は、噴火発生の事実を確認できた場合に、必要に応じて、噴火速報を発表するものとする。
- (5) 気象庁は、必要と認める場合には、火山の状況に関する解説情報又は火山活動解説資料等を発表し、火山活動の状況についてきめ細かく解説するものとする。また、火山活動の変化を観測した場合には、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報を発表し、火山活動の状況とともに気象庁の対応状況や防災上の警戒事項等についてわかりやすい表現で記載し、地元関係者等と情報共有するものとする。

## 2．火山現象に関する警報等の伝達

- (1) 気象庁は、発表した噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）、噴火警報（周辺海域）及び噴火予報を、気象情報伝送処理システム（アデス）や防災情報提供システム等を用いて、迅速かつ確実に消防庁、警察庁及び都道府県警察、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会並びに都道府県等の防災機関に伝達するとともに、発表した噴火速報及び臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報を都道府県に伝達するものとする。また、気象庁は、火山現象に関する警報等を報道機関の協力を求めて、住民に周知されるよう努めるとともに、国の迅速かつ確かな災害応急対策に資するため、直ちに防災関係省庁へ伝達するものとする。
- (2) 気象庁は、発表した降灰予報・火山ガス予報を、気象情報伝送処理システム（アデス）や防災情報提供システム等を用いて、迅速かつ確実に関係する地方公共団体等の防災機関に伝達することにより、住民に周知されるよう努めるものとする。

## 3．地方公共団体等への防災気象情報の解説

気象庁は、地方公共団体において、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定、避難勧告、入山規制等が行われるよう、都道府県、市町村又はこれらの者が設置した災害対策本部及び火山防災協議会において、火山活動の状況、とるべき防災対応及び火山現象に関する警報等に関する解説等を実施するよう努めるものとする。

## 4．記者発表を通じた防災気象情報の解説

気象庁は、火山現象に関する警報等を発表した後、必要に応じて速やかに報道機関に対して、火山活動の状況、とるべき防災対応及び火山現象に関する警報等に関する解説を行い、住民等に対する火山現象に関する警報等の正確な伝達、人心の安定及び混乱の防止を図るよう努めるものとする。

#### 5．火山防災協議会への情報共有及び地方公共団体の避難対策等への支援

気象庁は、火山防災協議会の運営を主導する構成員に対して火山活動の状況や見通しについて緊密に情報共有を行うものとする。また、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告、入山規制等の対策に対し、火山防災協議会での共同検討等を通じて、適切な技術的支援に努めるものとする。なお、気象庁は、市町村長から避難勧告等に関する事項について求めがあった場合には、所掌事務及び技術的に可能な範囲内において助言するものとする。

### 第2節 二次災害の防止、復旧・復興のための支援

#### 1．二次災害の防止

気象庁は、二次災害の防止のため、地方公共団体等の防災機関、報道機関及び住民に対して防災気象情報を適時・適切に提供するものとする。二次災害が発生するおそれがある場合には、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準を都道府県等の関係機関と調整の上、暫定的に設定するなど必要な措置を図るものとする。

#### 2．復旧・復興に向けた支援

気象庁は、被災地域における災害の復旧・復興を支援するため、当該地域における災害特性等に関する助言を行うとともに、観測データその他の気象、地象等に関する総合的な防災気象情報を適時・適切に提供するものとする。

#### 3．継続災害への対応

気象庁は、火山噴火等が長期化した場合には、必要に応じ、防災関係機関と連携して、観測・監視体制の強化を図るものとする。また、土石流の発生のおそれのある場合には、防災気象情報を適時・適切に発表するものとする。



## 第6編 原子力災害対策編

気象庁は、原子力災害の特徴を踏まえ、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

### 第1章 災害に備えての措置

気象庁は、原子力災害の防止・応急対策等に資するため、第2編から第5編までに掲げる業務を推進するとともに、原子力災害に際しての放射能影響の早期把握等に資する気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行い、緊急時に適切な対応をとれるよう体制の整備に努めるものとする。また、必要に応じて、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、支援のための適切な体制を整備するものとする。

### 第2章 災害発生時等における措置

気象庁は、被害の拡大の防止その他応急対策に資するため、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。また、緊急時モニタリング及び避難活動に資する気象情報を官邸（内閣官房）緊急時対応センター（原子力規制庁）対策拠点施設のほか、防災関係省庁、地方公共団体等の関係機関に提供するものとする。

また、気象庁は、国際原子力機関が「大規模災害（general emergency）」と認定した原子力災害について、国際原子力機関等からの要請に基づき、海外向けの放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、当該拡散予測資料を、原子力規制委員会に通知した上で適切に公表するものとする。

また、気象庁は、原子力規制委員会の要請に基づき、研究で得られた観測結果の報告、他機関によって採取された資料の分析等の支援を行うものとする。また、必要に応じて、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して支援を行うものとする。

## 第7編 事故災害対策編

気象庁は、事故災害（海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な油流出災害、大規模な火事災害、コンビナート事故災害、NBCテロ等）の特徴を踏まえ、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

### 第1章 災害に備えての措置

気象庁は、事故災害の防止・応急対策等に資するため、第2編から第5編までに掲げる業務を推進するとともに、事故災害の特徴を踏まえ、気象、地象及び水象を観測するための施設を適切に整備・配置し、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

また、気象庁は、空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

また、気象庁は、海上災害に際して流出油等の漂流予測を迅速に提供するための体制の整備に努めるものとする。

この他、気象庁は、防災関係省庁との連携を図りつつ、事故災害に関連する気象、地象及び水象に関する調査・研究を実施するとともに、事故災害の防止・応急対策等に資するよう防災気象情報の改善に努めるものとする。

### 第2章 災害発生時等における措置

気象庁は、被害の拡大の防止その他応急対策に資するため、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。また、海上災害に際して流出油等の漂流予測を官邸（内閣官房）の他、防災関係省庁、地方公共団体等の関係機関に迅速に提供するものとする。

## 第8編 地域防災計画作成の基準となるべき事項

気象庁が法令及び防災業務計画の定めるところにより行う防災に関する事務に関し、地方防災会議又はその協議会が作成する地域防災計画において基準となるべき事項はおおむね次のとおりとする。

なお、気象庁が発表する防災気象情報が迅速かつ確実に伝達され、災害応急対策の実施及び住民等の自主的防災行動に資するよう、各管区气象台及び地方气象台は、地域防災計画の策定を担当する地方公共団体との連絡体制を強化し、その理解の促進に努めるものとする。

### 第1章 災害に備えての措置

- 1．特別警報・警報・注意報等の種類及び内容並びにその伝達方法・経路等に関する事項
  - (1) 気象、高潮及び波浪の特別警報、気象、高潮、波浪及び洪水の警報・注意報並びに気象に関する情報について、その種類及び発表内容等並びに伝達方法・経路及び伝達責任者に関する事
  - (2) 津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の種類及び内容についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
  - (3) 緊急地震速報（警報）及び緊急地震速報（予報）の種類及び内容並びにそれらを受けたときの対応行動に関する事
  - (4) 東海地震に関連する情報の種類及び内容についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
  - (5) 火山現象に関する警報等の種類及び内容（噴火警戒レベルを含む）についての解説並びに伝達方法・経路、責任者に関する事
- 2．打合せ、研修等を通じた協力に関する事項
  - (1) 情報伝達を円滑に行うための定期的な打合せ等の実施に関する事
  - (2) 1．に掲げる情報の内容等について、その理解の促進及び災害応急対策への効果的な活用を資するための打合せや研修等の実施に関する事
  - (3) 避難勧告等の発令基準の策定やハザードマップ等の作成にあたっての技術協力に関する事
  - (4) 観測施設の設置の際の技術協力に関する事
- 3．特別警報・警報・注意報等を伝達する通信システム等に関する事項
  - (1) 气象台とのオンライン情報交換の推進に関する事
  - (2) 情報伝達の多重化に関する事
- 4．観測データの相互活用に関する事項
- 5．气象台と地方公共団体等の防災機関が連携して行う防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発の実施に関する事項
- 6．災害対策基本法第54条の規定による発見者通報制度の周知に関する事項

### 第2章 災害発生時等における措置

- 1．災害発生時等における二次災害防止のため、气象台が協力の一環として行う地方公共団体に対する防災気象情報の解説に関する事
- 2．特別警報・警報・注意報を受けた場合の措置に関する事
  - (1) 気象、高潮、波浪の特別警報、気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報、津波警報等

及び噴火警報等を受領した場合

- ( 2 ) 地震情報等によって当該管内に震度 5 弱以上の地震が発生したことを覚知した場合
- ( 3 ) 東海地震に関連する情報を受領した場合